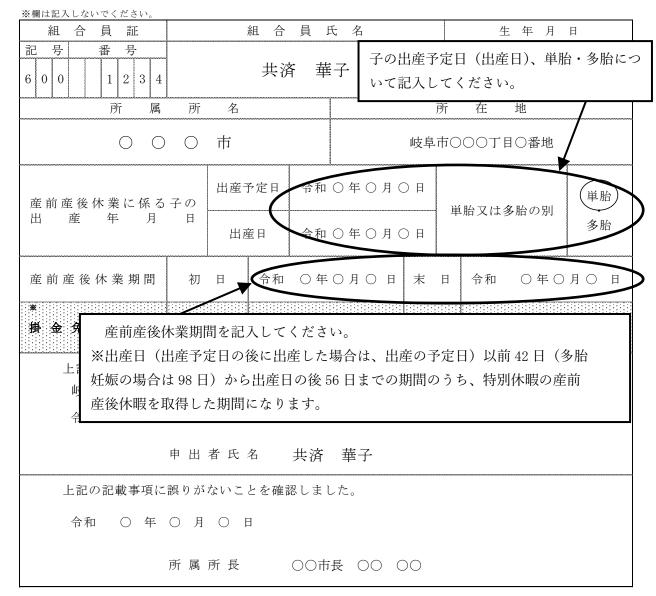
産前産後休業掛金免除申出書

産前産後休業を取得するときに提出してください。産前産後休業の初日の属する月から掛金等が 免除になります。

(共済組合提出用)

産前産後休業掛金免除申出書



【添付書類】

- ・特別休暇申請書の写し等 「特別休暇の産前産後休暇を取得していること 及び その期間」が証明できるもの
- ・母子手帳の写し等 「産前産後休業に係る組合員の氏名及び子の出産予定日(出産日)」が証明できるもの
- ・多胎妊娠の場合にあっては、その旨が証明できるもの
- ・(先の子にかかる養育特例の「申出書」を提出している方) 先の子にかかる養育特例期間と、当該子の産休・育休等による免除期間が重複する場合は、養育特例期間が一旦終了となります。

先の子にかかる養育特例の「終了届出書」を提出してください。【掛-14】